官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示（国土交通八三五）　一
〔その他告示〕
○消防法施行規則第四条の五第一項に規定する登録確認機関の代表者の氏名の変更に関する件（消防庁七）　二
○消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の代表者の氏名の変更に関する件（同八）　三
○保安林の指定をする件（農林水産一二四五～一二五七）　三
○都市計画に関する件（関東地方整備局一八四）　五
○道路に関する件（北海道開発局七二～七四）　五
〔人事異動〕
内閣　法務省　五
〔皇室事項〕　五
〔官庁報告〕
官庁事項
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　五
国家試験
令和七年度特定侵害訴訟代理業務試験の試験会場（工業所有権審議会）　五
国土調査法による地図及び簿冊の作成公告（国土地理院）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
第三者所有物の没収、建設業の許可の取消処分関係　六
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　三五
会社その他
会社決算公告　三六

## 法規的告示

**○国土交通省告示第八百三十五号**

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年八月二十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示

料金を徴収しない車両を定める告示（平成十七年国土交通省告示第千六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定により、料金を徴収しない車両を定める告示を次のように定める。<br>料金を徴収しない車両を定める告示<br>道路整備特別措置法施行令第十一条の国土交通大臣が定める料金を徴収しない車両は、次に掲げるものとする。<br>一～七　（略）<br>八　平成二十四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の発生時において警戒区域（市町村長が平成二十三年四月二十二日付けで原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十八条第二項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づき設定した警戒区域をいう。以下同じ。）若しくは計画的避難区域等（平成二十三年福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が平成二十三年四月二十二日付けで避難のための計画的な立退き又は常に緊急時に避難のための立退き若しくは屋内への避難が可能な準備を行うことを指示した区域をいう。 | 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定により、料金を徴収しない車両を定める告示を次のように定める。<br>料金を徴収しない車両を定める告示<br>道路整備特別措置法施行令第十一条の国土交通大臣が定める料金を徴収しない車両は、次に掲げるものとする。<br>一～七　（略）<br>八　平成二十四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の発生時において警戒区域（市町村長が平成二十三年四月二十二日付けで原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十八条第二項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づき設定した警戒区域をいう。以下同じ。）若しくは計画的避難区域等（平成二十三年福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が平成二十三年四月二十二日付けで避難のための計画的な立退き又は常に緊急時に避難のための立退き若しくは屋内への避難が可能な準備を行うことを指示した区域をいう。 |